

国立更生援護機関の現状

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課 施設管理室

目次

1	国立更生援護機関の概要	P 1
2	国立更生援護機関を取り巻く環境の変化	P 3
3	国立更生援護機関の現状	P 5
	(1) 国立障害者リハビリテーションセンター	P 5
	(2) 国立光明寮（視力障害センター）	P 24
	(3) 国立保養所（重度障害者センター）	P 31
	(4) 国立秩父学園（知的障害児施設）	P 39

1 国立更生援護機関の概要

国立更生援護施設
(8施設)

国立障害者リハビリテーションセンター

(1施設)

《政令》厚生労働省組織令第149条

《昭和54年設置》(所在地)埼玉県所沢市

《部門》①更生訓練所(利用定員420名) ②病院(200床)
③研究所 ④学院

<職員313名>

医療から職業訓練まで一貫した総合的リハビリテーションの実践を通じ、リハビリテーション技術の研究開発、専門職員の養成・研修、各種リハビリテーション情報の全国的発信及び国際協力(WHO指定研究センター)を実施

20年10月より、身体障害中心から障害全体を視野に入れた取組を実施(これに伴い名称及び所掌事務を変更)

国立身体障害者リハビリテーションセンター → 国立障害者リハビリテーションセンター

国立光明寮(視力障害センター)

(4施設) <職員176名>

《政令》厚生労働省組織令第146条 《利用定員》各110名

- ①国立函館視力障害センター(北海道函館市) 《昭和29年設置》
- ②国立塩原視力障害センター(栃木県那須塩原市) 《昭和23年設置》
- ③国立神戸視力障害センター(兵庫県神戸市) 《昭和26年設置》
- ④国立福岡視力障害センター(福岡県福岡市) 《昭和44年設置》

人生途中で視覚障害になった者の職業的自立を図るため、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師」国家資格取得のための理療教育及び社会生活に適應するための歩行訓練、点字等のコミュニケーション訓練、家事等の自立訓練を実施

国立保養所(重度障害者センター)

(2施設) <職員112名>

《政令》厚生労働省組織令第147条 《利用定員》各70名

- ①国立伊東重度障害者センター(静岡県伊東市) 《昭和28年設置》
- ②国立別府重度障害者センター(大分県別府市) 《昭和27年設置》

重度の肢体不自由者である頸髄損傷者の社会復帰促進のため、医学的管理及び介護のもと、自立訓練(日常生活訓練や機能回復訓練等)を総合的に実施

国立秩父学園(知的障害児施設)

(1施設) <職員82名>

《政令》厚生労働省組織令第148条《昭和33年設置》(所在地)埼玉県所沢市
《利用定員》100名

重度の知的障害に加え、視覚若しくは聴覚等の障害を併せ持つ重複障害児等の最重度の障害児に対する生活指導、学習指導、治療教育等を実施

平成20年度 職員定員及び歳出・歳入予算額

	リハセンター	視力障害センター (4か所)	重度障害者センター (2か所)	秩父学園	計
	人	人	人	人	人
職員定員 (H20.4.1)	313	176	112	82	683
	千円	千円	千円	千円	千円
歳出予算額	4,794,792	1,756,089	933,694	790,264	8,274,839
共通費	3,054,747	1,485,542	797,542	713,126	6,050,957
運営費	1,740,045	270,547	136,152	77,138	2,223,882
	千円	千円	千円	千円	千円
歳入予算額	2,036,546	334,822	451,078	304,085	3,126,531
(収支比率)	42.5%	19.1%	48.3%	38.5%	37.8%

2 国立更生援護機関を取り巻く環境の変化

- 国立更生援護機関（以下、「国立施設」という。）は、昭和24年身体障害者福祉法制定前後に設置され、半世紀にわたり障害児・者の保護指導・自立更生を図ってきたところである。この間、社会経済情勢は大きく変化し、障害施策を含む福祉施策の数次見直しが行われている。
- 昭和22年児童福祉法の制定、昭和24年身体障害者福祉法の制定、昭和35年精神薄弱者福祉法の制定
- 昭和45年議員立法として「心身障害者対策基本法」が成立し、障害者施策の基本方針等が規定。
- 昭和56年国際障害者年を契機に、「障害者対策に関する長期計画（S58～H4）」及び「障害者対策に関する新長期計画（H5～H14）」が策定され、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念の下、「完全参加と平等」の目標に向け障害福祉施策が整備、推進。
- 平成5年「心身障害者対策基本法」から「障害者基本法」へ改正され、障害者基本計画の法定化、障害の定義に「精神障害」を明示。
- 平成7年5月に福祉施策の位置づけ強化の観点から、「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」に改正。
- 平成10年社会福祉の共通基盤制度に関する見直しを内容とする「社会福祉基礎構造改革について」が発表され、翌年1月に合同企画分科会等が障害者福祉サービスの新しい利用制度への移行などを内容とする意見具申。
- 平成15年4月身体障害者や知的障害者などの福祉サービスについて、それまでの「措置制度」から「支援費制度（利用契約制度）」へ移行し、国立施設においても利用者との契約によるサービス提供を開始するとともに、これまでの利用対象区域を撤廃し、全国を対象とした。

- 平成16年障害者基本法が改正され、国は、「障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。」と規定されるとともに、施策を講じるために「医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及の促進や必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならない。」と規定された。
- 平成17年4月「新健康フロンティア戦略」として、医療・福祉技術のイノベーション（研究開発力）を向上させることにより、障害者の社会参加を容易にする技術、身体機能の補完・強化技術等の開発・普及への期待。
- 平成17年「発達障害者支援法」の施行、平成18年「障害者自立支援法」が施行され、国立施設は、「障害者支援施設」として道県の指定を受けるとともに、秩父学園は、「措置制度」から「利用契約制度」へ移行。
- 一方、平成17年12月「行政改革の重要方針」が閣議決定。平成18年6月「行政減量・効率化有識者会議」において、国の事務事業の見直し等行政職員の定員縮減（5年間で5%）の方策の明示。
- さらに、平成20年3月総務省より、平成20年度減量・効率化の取り組みとして、平成20年度中に「国立更生援護機関（国立光明寮、国立保養所、国立知的障害児施設、国立身体障害者リハビリテーションセンターの障害関係4施設）については、事務事業の効率化・合理化等、その機能等の在り方を検討する」方針の明示。

3 国立更生援護機関の現状

(1) 国立障害者リハビリテーションセンター

設置背景

- 昭和41年11月身体障害者福祉審議会答申
「遅れているわが国の身体障害者に対するリハビリテーションについて、身体障害者に対する各種リハビリテーション施設のモデルとして身体障害者の医療から職業訓練までを同一施設内において一貫して実施する国立施設を設けるべき」
- 昭和45年8月身体障害者福祉審議会答申
「わが国の身体障害者に対するリハビリテーション技術の研究開発、内外の情報収集・交換、身体障害者更生援護施設等に対するリハビリテーション技術の指導等を行う専門機関として、国立の身体障害者リハビリテーションセンターを早急に設置すべき」
- これを受け、昭和48年4月「リハビリテーション研究調査会」が、昭和49年7月「国立リハビリテーションセンターマスタープラン研究会」が、「国立のリハビリテーションセンターの基本構想等について」を報告。
- 昭和54年7月基本構想に沿った「国立身体障害者リハビリテーションセンター」が設置され、身体障害者に対するリハビリテーションを医療から職業訓練までを一貫して実施する施設として更生訓練所、病院、研究所、学院の4部門を整備した。
- なお、リハセンターの設置に伴い、国立東京視力障害センター（S23杉並区）、国立身体障害センター（S25新宿区）、国立聴力言語障害センター（S33新宿区）の在京3施設は廃止統合。
- また、職業訓練部門については、リハセンター設置と同時期に旧労働省が同一敷地内に「国立職業リハビリテーションセンター」を設置。

事業概要

設置目的	国立障害者リハビリテーションセンターは、障害者に対するリハビリテーションを医療から職業訓練まで一貫した体系のもとに実施し、その技術の向上に努め、これらの成果を全国の関係施設等に提供するなど、身体障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
所在地等	国立障害者リハビリテーションセンター（埼玉県所沢市） 昭和54年7月1日設置
事業内容	<p>ア 医療から職業訓練までの総合リハビリテーションの実施</p> <p>イ リハビリテーションの研究と開発</p> <p>ウ リハビリテーション専門職員の養成・研修の実施</p> <p>エ リハビリテーションに関する情報・資料の収集と提供</p> <p>オ リハビリテーションに関する国際協力</p>
組織体制	<p>総長</p> <p>管理部 総務課、会計課、企画課、医事管理課</p> <p>更生訓練所 総合相談支援部、自立訓練部、理療教育・就労支援部</p> <p>病院 診療部、第一機能回復訓練部、第二機能回復訓練部、第三機能回復訓練部、医療相談開発部、薬剤科、看護部</p> <p>研究所 企画調整官、運動機能系障害研究部、感覚機能系障害研究部、福祉機器開発部、障害工学研究部、障害福祉研究部、補装具製作部</p> <p>学院 主幹</p>
職員の定員	313名（H20.4.1）

■ 更生訓練所（指定障害者支援施設）

事業概要

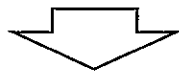
更生訓練所は、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設であり、障害者に対し医学的、心理的、社会的評価及び職能評価を行い、障害の種類や程度に応じて自立と社会参加を促進するための就労移行支援（養成施設を含む）、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、施設入所支援など必要な支援を行っている。

事業	対象	支援内容	利用定員	利用期間
就労移行支援	主に身体障害者を対象に就労を希望される方	技能習得（事務関係、クリーニング等）や職場体験（模擬職場）・実習、職業準備訓練等	100名	2年
就労移行支援 （養成施設）	中途視覚障害者を対象に国家資格を取得することで就労又は自立が見込まれる方	・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の国家資格取得のための理療教育等（以下、「あはき師」という。） ・専門課程（高卒3年）と高等課程（中卒5年）の2課程	170名	3年又は5年
自立訓練 （機能訓練）	中途視覚障害者及び重度の肢体不自由者で自立した生活を送るために機能訓練を必要とする方	移動（歩行）や日常生活（動作）、コミュニケーション（点字、パソコン等）、家事、スポーツ、機能回復訓練 等	40名	1年半
自立訓練 （生活訓練）	主に高次脳機能障害者を対象に自立して生活する力を身につけるために訓練や支援が必要な方	日常生活、代償手段の獲得、社会生活技能、職業準備訓練、スポーツ訓練 等	10名	2年
施設入所支援	通所が困難な方（上記の昼間実施サービスが効果的に実施できるよう）	宿舎の提供や生活介護、食事の提供 等	340名	昼間実施サービス期間内

（注） 就労移行支援（養成施設）は、あはき師法上の「養成施設」と学校教育法上の「専修学校」と2つの性格を有する。

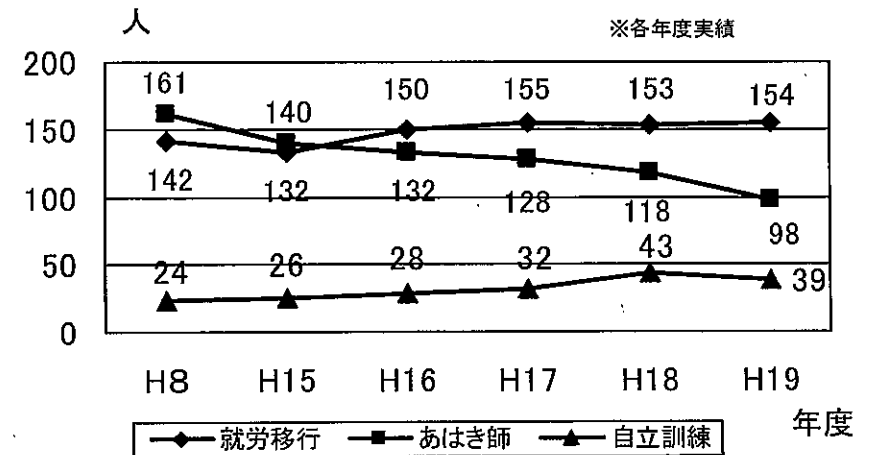
現状

- ◆ 就労移行支援（養成施設を含む）、自立訓練（機能・生活）、施設入所支援を実施。
- ◆ 就労移行支援（養成施設）の利用者が減少傾向。
- ◆ 就労移行支援では、利用者が微減傾向。ただし、高次脳機能障害者は増加傾向。
- ◆ 利用者のほとんどがADLは自立しているものの、記憶障害等の高次脳機能障害者や身体障害に知的障害や精神疾患を併せ持つ利用者が増加傾向にあり、平成18年6月においては全体の約2割（20.5%）を占める。
- ◆ 平成20年10から自立訓練（機能訓練）の利用対象者を拡大し、重度の肢体不自由者の受け入れを開始。
- ◆ 就労移行支援（養成施設）では、自立支援法外の独自サービスとして、再理療教育（あはき師国家試験不合格者に対する1年間の再教育）と臨床研修コース（あはき師国家資格取得者に対する1年間の臨床技術・技能の向上）を実施。



- 提供する障害福祉サービスの見直しの必要はないか。
- 利用対象は身体障害者と高次脳機能障害者が主であるが、知的障害者、精神障害者に対する利用拡大の必要はないか。
- 病院、研究所等の他部門との連携による調査研究

利用者数の推移



(注)H18年、19年には、職リハ利用者を含む。

(参考) 利用者の状況

(1) 重複障害及び支援の状況

単位：人

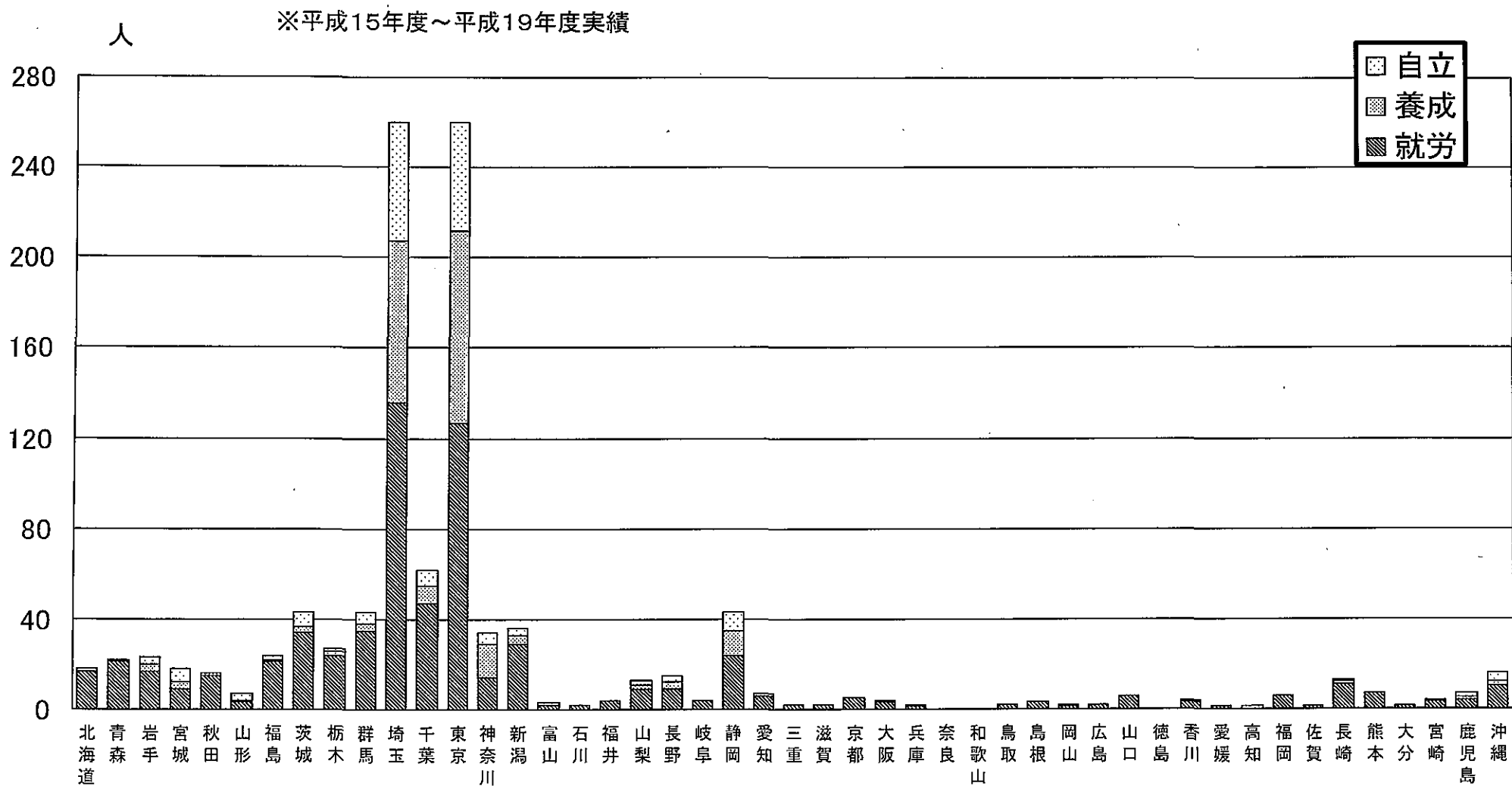
	就労移行支援	自立訓練（機能訓練）	就労移行（養成施設）	合計
在籍者数	198	16	127	341
高次脳機能障害の診断のある者	22	4	1	27
高次脳機能障害の疑いのある者	5	—	—	5
療育手帳所持者	5	—	—	5
知的障害のある者（診断書）	9	1	—	10
精神保健福祉手帳所持者	4	—	—	4
精神疾患があり定期受診している者	13	—	6	19
合計	58 (29.3%)	5 (31.5%)	7 (5.5%)	70 (20.5%)

	就労移行支援	自立訓練（機能訓練）	就労移行（養成施設）	合計
服薬管理の支援を行っている者	8	—	—	8
スケジュール管理を行っている者	9	4	—	13
学習支援を行っている者	54	—	—	54
合計	71 (27.3%)	4 (25%)	—	75 (22%)

(注) 更生訓練所指導課調べ。(平成18年6月1日現在)。上表と下表の利用者は重複。

(2) 出身都道府県別新規利用者数

(資料) 国立障害者リハビリテーションセンター事業報告



■ 病院

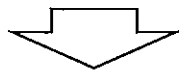
事業概要

病院では、障害者や障害を持つ恐れのある方を対象に専門的検査や手術等を行うとともに、医師や看護師、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士等の機能回復訓練の専門職員による診断と治療及び医学的リハビリテーションの実施、リハビリテーション技術の研究開発を行っている。また、病院には診療部、第一・第二・第三機能回復訓練部、医療相談開発部等があり、以下のようなことを行っている。

診療部	<p>(診療科目) 14科 内科、精神科、神経内科、消化器内科、小児科、外科、整形外科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、歯科、麻酔科、児童精神科</p> <p>(特殊外来) 8科 高次脳機能障害評価訓練室、糖尿病教育指導室、障害者性機能障害治療室、障害者家庭生活適応訓練室、排泄機能訓練室、補聴・人工内耳評価訓練室、人間ドック検査室、ロービジョンクリニック</p> <p>(病床数) 200床</p>
第一機能回復訓練部	<p>脊髄損傷や脳卒中、切断、骨折などの肢体不自由を対象に、理学療法、作業療法、運動療法を実施（肢体不自由者のリハビリテーション）</p>
第二機能回復訓練部	<p>耳の不自由な方を対象に、言語機能を高めるため補聴器装具、聴き取り、発語・読語などの訓練を実施（聴覚障害者のリハビリテーション）</p>
第三機能回復訓練部	<p>視覚的に不自由な方を対象に、日常生活上の支障を改善するため視覚的補助具の装用訓練や進路相談等を実施（視覚障害者のリハビリテーション）</p>
医療相談開発部	<p>障害者や入院患者、家族などを対象に、入院や治療などの相談、入院中の様々な問題、心理検査など医学的リハビリテーションに関する各種相談等を実施</p>

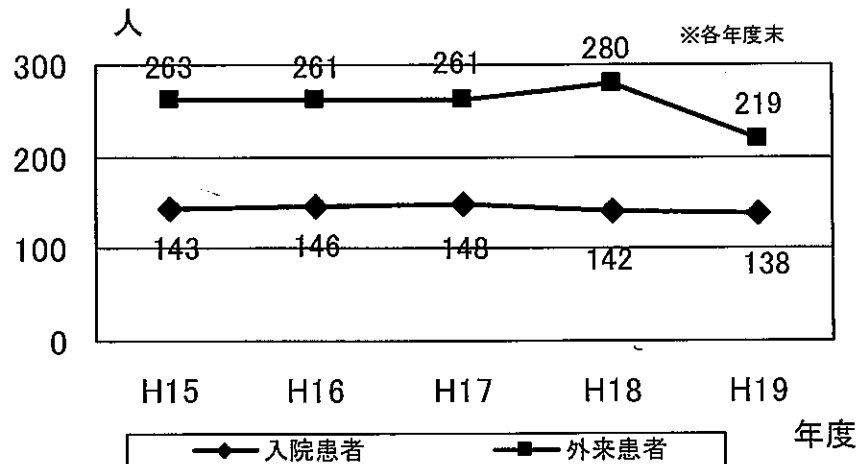
現状

- ◆ 病床数の推移
S54年当初20床 → S55年50床 → S56年100床 →
H4年150床 → H7年200床 → 現在200床
- ◆ 平成16年10月高次脳機能障害専門外来開設。
- ◆ 最近5年間の患者の状況をみると、
 - ・ 入院患者数は、一日平均143人（利用率70%台）。
また、外来患者数は、一日平均257人。
 - ・ 入院患者の障害種別は、脊髄損傷、頸髄損傷、脳損傷（脳血管障害、外傷性、脳疾患）が上位を占める。
- ◆ 平成20年10月から発達障害に対する診断・治療を目的に、
児童精神科（発達障害診療室）を設置。

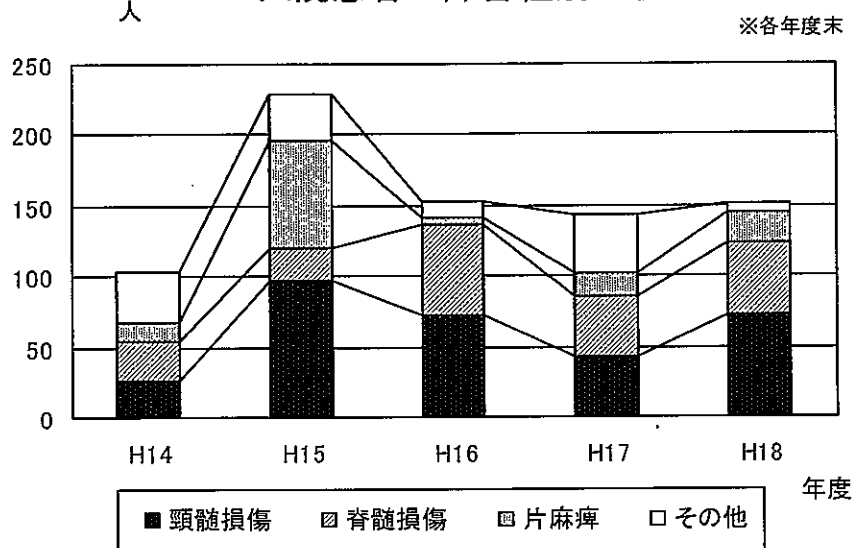


- 主たる対象障害（新たな障害も含む）をどうするか。
- 主たる対象障害との関連で診療科目はどうか。
- 運営の効率化・収益性の確保の面から病院規模はどうか。
- 臨床現場を活かした各種研究の実施（各部門との連携）

入院患者及び外来患者数（一日平均）



入院患者の障害種別の状況



(参考) 診療実績の推移

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
入院	1日平均入院患者数	142.9	144.6	147.8	142.0	137.5
	診療日数(日)	366	365	365	365	366
	延患者数(人)	52,293	52,765	53,937	51,843	50,321
	1人1日平均診療点数(点)	2,131.0	2,111.0	1,902.0	1,896.4	1,921.5
	総診療点数(点)	111,487,213	111,365,359	102,609,482	98,287,962	96,691,577
外来	1日平均外来患者数	198.8	199.5	200.6	200.4	195.8
	診療日数(日)	246	242	242	244	245
	延患者数(人)	48,906	48,273	48,549	48,904	47,962
	1人1日平均診療点数(点)	618.0	632.0	618.0	661.7	662.3
	総診療点数(点)	30,251,513	30,512,344	30,008,500	32,354,033	31,766,776
総診療点数(点)		141,738,726	141,877,703	132,617,982	130,641,995	128,458,353

(資料) 国立障害者リハビリテーションセンター事業報告

■ 研究所

事業概要

研究所では、医学、工学、社会科学、行動科学の学術的観点から研究を行うことを目標に、「障害者の社会参加と生活の質（QOL）の向上を促進するための支援システム、支援技術に関する研究開発、補装具の製作・修理などを行っている。また、研究所には、6研究部13研究室があり、研究内容は以下の通りである。

研究部	研究室	研究内容
運動機能系障害研究部 (S59年10月設立)	①骨関節機能障害研究室 ②神経筋機能障害研究室	骨関節機能障害と神経筋機能障害の側面から、身体障害者の運動機能障害に対するリハビリテーション技術の革新とこれに関する必要な調査研究
感覚機能系障害研究部 (S59年10月設立)	③聴覚言語機能障害研究室 ④視覚機能障害研究室 ⑤感覚認知機能障害研究室	言語聴覚機能障害、視覚機能障害、感覚認知機能障害に対するリハビリテーション技術の進歩とそれらに対する必要な調査研究
福祉機器開発部 (S59年10月設立)	⑥福祉機器開発室 ⑦高齢障害者福祉機器研究室 ⑧第一福祉機器試験評価室 ⑨第二福祉機器試験評価室	障害者が利用する福祉機器の開発及び試験評価並びにこれらに必要な調査研究
障害工学研究部 (S60年10月設立)	⑩生体工学研究室 ⑪電子応用機器研究室	身体障害者の機能障害に関して電子工学等の生体工学的な計測、評価及びこれに必要な調査研究
障害福祉研究部 (S61年10月設立)	⑫社会適応システム開発研究室 ⑬心理実験研究室	身体障害者の社会適応に関する社会学的及び心理学的適応能力の研究及び適応技術の開発及びこれに必要な調査研究
補装具製作部 (S54年7月設立)		補装具及び更生用具の製作・修理及び試験的製作のための技術開発とそれらに必要な調査研究

現状

(1) 特別研究 (平成20年度予算)

総額 147,306千円

研究部名	特別研究費	年次計画
運動機能系障害研究部	脊髄損傷によって生じる廃用性筋萎縮症を防ぐ新しい電気刺激法の開発	18～20年度
	再生医学と神経生理的リハアプローチを用いた脊髄神経回路の可塑性の研究	20～22年度
感覚機能系障害研究部	吃音の病態解明と治療機会に関する研究	18～20年度
	機能の可塑性・代償性に関する脳メカニズムの非侵襲的解明研究	18～20年度
福祉機器開発部	車いすクッションの工学的評価手法の確立に関する研究	18～20年度
	認知症者の自立生活を支援する時間・スケジュール情報呈示手法の研究	20～22年度
障害工学研究部	先天性視覚障害者の遺伝子診断法の開発に関する研究	19～21年度
障害福祉研究部	障害者の地域参加の支援に関する研究	19～21年度
8 課題		

(2) 厚生労働科学研究（平成19年度実績）

事業名	担当部	研究課題	備考
障害保健福祉 総合研究	運動機能系障害研究部	脊髄損傷者の生活習慣病・二次的障害予防のための適切な運動処方・生活指導に関する研究	17年度継続
	感覚機能系障害研究部	重度身体障害者を補完する福祉機器の開発需要と実現可能性に関する研究	新規
	福祉機器開発部	座位保持装置の評価基準の作成に関する研究	18年度継続
	障害工学研究部	障害者の自律移動支援における情報技術利用方法に関する調査研究	18年度継続
	研究所長	障害保健福祉施策の企画・立案に資する技術情報等に関する調査研究	17年度継続
	医療相談開発部	青年期発達障害者の円滑な地域生活移行への支援についての研究	新規
	更生訓練所長	高次脳機能障害者に対する医療・福祉・就労支援における人材育成に関する研究	18年度継続
	総長	身体障害者福祉法における今後の障害認定のあり方に関する研究	新規
感覚器障害研究	感覚機能系障害研究部	マルチメディアを活用した視覚障害者用教育訓練支援システム研究開発	17年継続
	感覚機能系障害研究部	日本各地の手話言語に関するデータベースの作成	17年継続
こころの健康科学 研究	感覚機能系障害研究部	高次脳機能障害者に対する地域支援ネットワークの構築に関する研究	18年継続
長寿科学総合研究	福祉機器開発部	認知症者の記憶と見当識を補う情報呈示による不安軽減効果の研究	新規
	福祉機器開発部	高齢者車いす選択ガイドラインの開発	
	更生訓練所	文字利用が困難な高齢中途視覚障害者のための理療教育課程における学習支援システムの構築に関する研究	
身体解析・補助・代 替器機 開発研究	研究所長	高次脳機能障害診断のための経頭蓋磁気刺激による誘発脳波計測システム等の開発	15年継続

(3) 最近の研究内容及び研究成果

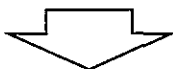
研究部	研究内容	研究成果
運動機能系 障害研究部	○「再生医療の手法を取り入れた脊髄神経機能の再獲得」 人間の脊髄に基本的な歩行パターンを生み出す能力及び学習能力がどの程度あるのかを探求し、近年進歩がめざましい再生医学による脊髄の軸索延長、細胞環境制御と組み合わせて、それを基に対マヒ患者のための新たなリハビリテーション方法を開発する。	→ 再生医療では、短期間に大きな臨床上の成果を期待できるかという問題が常にあるが、テーマを絞り込んで、損傷脊髄の上下の連絡性を再獲得する「軸索再生」とし、脊髄神経回路の可塑性というこれまでの我々の研究と結びつけた訓練を付け加える。
感覚機能系 障害研究部	○「高齢者の脳機能障害解明とリハビリテーションに関する研究」 触覚入力と運動出力との連関機構を解明することにより、高齢者の認知リハビリテーションの具体的手法を開発する。	→ 触覚入力と運動出力との連関機構を解明した。脳血管障害者に対する経頭蓋磁気刺激と認知リハビリテーションの組み合わせによる訓練方法を提案した。また、重複障害者向けの触読支援システムを開発した。
福祉機器 開発部	○「重度障害者の自立移動に対する工学的支援に関する研究」 重度の障害者を対象として、自立移動システムの開発、開発機器の適合技術の開発、障害者が受ける効果の検討を目的とした研究開発	→ 「電動車いすシュミレータ」の開発。ドーム型ディスプレイと動揺台を有した電動車いすのシュミレータを開発 (H17年5月12日新聞発表)
障害工学 研究部	○「認知障害者の日常生活及び就労支援機器に関する研究」 高次脳機能障害者に代表される認知機能の障害を有する方々の日常生活及び就労を支援する機器の研究開発を行っている。本研究は国立職業リハビリテーションセンター及び明電ソフトウェア(株)と共同で行っている。	→ 特に記憶障害や遂行機能障害、注意障害を有する認知障害者の支援を目的とした携帯情報端末(PDA)用の支援ソフトウェアを開発した。
障害福祉 研究部	○「障害者の自立と社会参加を支えるアクセシブルなマルチメディアの研究開発	→ デジタル録音図書の国際標準(DAISY)を国際共同開発し、全国の点字図書館で録音図書がカセットからCD録音図書に移行した。DAISY対応録音再生機が日常生活用具として普及している。また、災害時に備える情報システムとしてのDAISYの一層の開発が国際的に進められている。
補装具 製作部	○「義肢装具指定申請に関わる業務」	→ 厚生労働省からの協力要請を受けて、身体障害者福祉法、児童福祉法に基づく補装具交付基準改正及び完成部品指定のための基礎資料を作成している。

(4) 開発、実用化された福祉機器

昭和59年から現在までに開発あるいは実用化された福祉機器は、以下のとおりである。

事例名	実施(終了)年度	成果・実績内容	共同実施機関
聴覚障害者のための情報保障装置 (ステノプコン)	昭和61年(平成2年)	更生訓練所において19年間、国際会議も含めて多数の聴覚障害者関係の集会等で利用されている。情報保障の回数は累計1000回を超える。また、裁判所における速記記録として同型機種「はやとくん」に対して技術供与を行った経緯があり、情報保障を含めて広く各地で利用されている。	なし
携帯型音声化血糖値測定機器	平成7年(平成12年)	糖尿病網膜症患者が単独で血糖値の管理ができる用にするための装置として当研究室で最初の試作が行われた。その後、(財)テクノエイド協会の助成得て企業と連携し試作評価を継続。最終的に平成12年に市販化され、2500台以上の販売実績あり。	松下電器産業(株)・松下寿電子工業(株)・アークレイ(株)・アートロニクス(株)
高位頸髄損傷者のための排泄動作支援用のカメラ	平成9年(平成15年)	座薬挿入動作の訓練時に効果のある便器内カメラを開発。重度障害者センターの8か所のトイレに設置され、30名以上が同装置を利用して訓練を実施。(有)シーイーエス設計と徳永装器(株)で注文生産の形で販売。	国立重度障害者センター
認知障害者の生活・就労支援ソフトウェア(メモリアシスト)	平成14年(平成15年)	高次脳機能障害者などの認知障害者を対象とした携帯端末用の支援ソフトウェア。成果の一部は共同研究の明電ソフトウェア(株)から平成16年7月に市販化。平成17年度末現在で100台以上が販売。国立職業リハセンターや全国各地の病院やリハビリテーションセンター等で利用されている。	国立職業リハビリテーションセンター・明電ソフトウェア(株)
遺伝子取得技術 (V-キャッピング法)	平成14年(平成15年)	細胞の中で働いている遺伝子を完全な形で網羅的に取得する技術を開発。この技術は視覚障害をはじめとする多くの遺伝性疾患の原因遺伝子を探索するのに役立つ。この技術は、共同研究先の日立計測器サービス(株)によって事業化されている。すでに100件以上の受託実績あり。	日立計測器サービス(株)
肢体不自由者向けコミュニケーション機器	平成3年～現在	重度障害者がパソコンを利用できるようにするための光キーボードの開発。頸髄損傷者が図書を出版することを可能にした。 (藤川景著「五秒ほどの空間」)	
重度障害者向け高機能電動車いす	平成元年～現在	頭部の動きのセンサーや音声認識モジュールを応用し、電動車いすの操作が不可能であった重度の脳性麻痺者が自分の意思で屋外を移動できるシステムを世界に先駆けて実現。	

事例名	実施(終了)年度	成果・実績内容	共同実施機関
電動車いすシュミレータ	平成8年～現在	電動車いすの操作に必要な身体的機能の評価及び操作トレーニングを安全かつ効率的に行う目的で開発しているシュミレーションシステム。	産業技術総合研究所
移動型歩行訓練装置の開発	平成17年	スイスのロコマット社が開発した製品を利用して、リハセンターにおいてヒト脊椎の歩行パターン発生能力と脊椎損傷者の歩行再獲得可能性に関する研究	
脊髄損傷・頸髄損傷者のための在宅用脱水症監視システム	平成17年(平成18年)	平成19年度において特許出願	
頸髄損傷者向けマウスポインティングデバイス	平成17年	在宅における障害者の自立への取り組みを支援する方策に関する研究。既に製品化。	
電子図書(DAISY)による知的・精神障害者への防災情報提供	平成18年	同上	
シーティング適合サービスシステムの開発	平成5年～現在	車いすクッションの工学的評価手法の確立に関する研究。既に製品化。	



- 新たな障害（発達障害、難病等）に対する支援機器等の研究開発
- 臨床現場（病院、更生訓練所、職リハ等）、産学官との連携による研究の促進
- 研究成果の情報発信と実用化に向けた取り組みの強化
- 研究分野拡大の必要性

■ 学院

事業概要

学院では、身体障害者のリハビリテーションの分野において、先駆的・指導的役割を果たす専門職員の養成と福祉業務に従事する専門職員等に対し、知識及び技術向上を目的に研修を行っている。養成部門は5つの養成学科があり、研修部門は毎年20前後の研修を実施している。

学科名	設置年度	定員	入学資格	就業年限
言語聴覚学科 (国家資格)	S46年4月	60人 (1学年30人)	学校教育法第67条の本文の規定により大学院に入学することができる者	2年
義肢装具学科 (国家資格)	S57年4月	30人 (1学年10人)	学校教育法第56条第1項の規定により大学に入学することができる者	3年
視覚障害学科	H2年4月	40人 (1学年20人)	学校教育法第67条の本文の規定により大学院に入学することができる者	2年
手話通訳学科 (認定資格)	H2年4月	60人 (1学年30人)	学校教育法第56条第1項の規定により大学に入学することができる者で、かつ20歳以上の者	2年
リハビリテーション 体育学科	H3年4月	40人 (1学年20人)	①教育職員免許法による保健体育の高等学校教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者 ②①と同等以上の資格を有すると総長が認めた者	2年

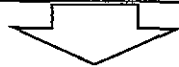
(注) 1 言語聴覚学科は平成4年度より1年制から2年制へ変更され、平成10年10月より言語聴覚士学校養成所に指定<平成9年言語聴覚士法制定>

2 義肢装具学科は昭和63年4月より義肢装具士学校養成所に指定<昭和62年義肢装具士法制定>

3 視覚障害学科は平成11年度より、手話通訳学科は平成13年度より1年制から2年制へ変更。

現状

- ◆ 言語聴覚学科、義肢装具学科は国家資格ができる前から養成を行っている。
- ◆ 応募者数は各学科とも減少傾向。国家資格である2学科の減少理由として、養成施設の増加が考えられる。
- ◆ 国家資格である2学科は、近年では、100%の合格率。
- ◆ 各学科の進路別状況をみると、福祉施設等関係機関への就職率が高くなっている。
- ◆ 毎年20前後のリハビリテーション関連研修を実施しており、近年では、高次脳機能障害支援事業関係職員研修会、相談支援従事者指導者養成研修、サービス管理責任者指導者養成研修を新たに実施している。



- 国家資格である2学科を国立でやる役割の明確化
- 国家資格以外の3学科をやる必要性
- 他の専門職員の養成及び研修の必要性

国家試験及び認定試験合格率状況（最近5年間）

単位：%

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
言語聴覚士	100	83.3	100	100	100
(全国平均)	68.4	55.8	62.4	54.5	69.5
義肢装具士	100	100	100	100	100
(全国平均)	97.1	87.1	92.4	98.3	98.5
手話通訳士	66.7	36.7	39.1	50.0	14.3
(全国平均)	10.4	10.2	11.5	21.9	25.6

各学科の応募状況（過去5年間）

単位：人

	H15	H16	H17	H18	H19
言語聴覚 (養成施設数)	310 (44)	304 (44)	263 (52)	202 (57)	143 (59)
義肢装具 (養成施設数)	184 (5)	168 (5)	163 (6)	98 (6)	83 (9)
視覚障害	25	31	36	20	16
手話通訳	62	43	46	44	29
リハ体育	11	10	4	14	3

各学科の進路別状況（H9～H19年度）

単位：人

区分	言語	義肢	視覚	手話	体育
福祉施設	73		59	25	46
病院	228		12	4	11
学校	5	3	9	10	
関係団体			11	6	1
企業		89		31	2
官公庁	1	6	2	20	
進学・その他	15	12	20	77	28
合計 (関係機関への就職率)	322 (95%)	110 (84%)	113 (81%)	173 (44%)	88 (66%)

(参考) 養成学科の応募状況と研修の実施状況

(資料) 国立障害者リハビリテーションセンター事業報告

(1) 応募者数と入学者数

単位:人

学科名等		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	計
言語聴覚学科	定員	30	30	30	30	30	
	応募者数	304	263	202	143	132	1,044
	入学者数	30	30	30	30	30	150
義肢装具学科	定員	10	10	10	10	10	
	応募者数	168	163	98	83	77	589
	入学者数	10	10	12	10	10	52
視覚障害学科	定員	20	20	20	20	20	
	応募者数	31	36	20	16	6	109
	入学者数	17	15	15	9	3	59
手話通訳学科	定員	30	30	30	30	30	
	応募者数	43	46	44	29	28	190
	入学者数	28	26	29	14	13	110
リハビリテーション 体育学科	定員	20	20	20	20	20	
	応募者数	10	4	14	4	3	35
	入学者数	4	4	10	4	3	25

(2) 研修の状況

単位:人

研修会名	開始年度	定員	H15	H16	H17	H18	H19
①リハビリテーション心理職研修会（基礎・応用）	S38年度	40名	71	50	53	54	48
②盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会（前期後期）	H9年度	40名	24	15	13	16	16
③視覚障害生活支援研修会	S56年度	20名	27	19	20	15	12
④身体障害者更生相談所身体障害福祉司等実務研修会	S60年度	60名	40	36	37	36	33
⑤補聴器適合判定医師研修会（年2回）	S58年度	152名	144	181	152	157	123
⑥高次脳機能障害支援事業関係職員研修会	H15年度	200名	176	159	145	170	159
⑦義肢装具士研修会・義肢装具士靴型専門職員研修会	S37年度	20名	12	7	10	8	19
⑧音声言語機能等判定医師研修会	S60年度	30名	22	31	10	21	18
⑨作業療法士研修会	S46年度	20名	20	20	20	20	20
⑩更生相談所所長等研修会	H15年度	50名	35	50	37	37	40
⑪リハビリテーション看護研修会	S59年度	50名	54	50	51	78	50
⑫手話通訳士専門研修会	H1年度	20名	16	20	17	30	21
⑬理学療法士研修会	S46年度	20名	未実施	44	28	未実施	34
⑭言語聴覚士研修会	S60年度	30名	58	116	63	40	59
⑮義肢装具等適合判定医師研修会（年2回）	S48年度	200名	238	229	219	189	189
⑯視覚障害者用補装具適合判定医師研修会	H3年度	20名	18	14	6	未実施	20
⑰福祉器機専門職員研修会	H5年度	60名	74	55	53	55	43
⑱介助犬・聴導犬訓練者研修会	H15年度	20名	30	23	14	17	19
⑲身体障害者福祉法第15条に規定する医師研修会	H15年度	60名	44	11	29	42	30
⑳相談支援従事者指導者養成研修会	H19年度	205名	平成19年度より開始				183
21サービス管理責任者指導者養成研修会	H19年度	292名	平成19年度より開始				280

(2) 国立光明寮（視力障害センター）

設置背景

- 失明傷痍軍人対策として始まり、昭和21年（財）同法援護会が失明者の更生施設として塩原に設置。昭和23年7月光明寮設置法が公布施行され、厚生省直轄の施設として、東京と塩原に光明寮を設置。
- 昭和25年4月身体障害者福祉法が施行され、失明者更生施設として中途視覚障害者の社会復帰を目的に「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師」養成施設として認可を受け、全国5カ所（昭和23年東京・塩原、昭和26年神戸、昭和39年函館、昭和44年福岡）に設置。
- 昭和57年3月身体障害者福祉審議会答申
「中途失明者が日常生活に適応するための歩行訓練、感覚訓練等の機能訓練の場を視力障害センターに設置すべき」
- これを受け、視力障害センターは、「生活訓練課程」（平成1年塩原と神戸、平成2年函館と福岡）を設置。リハセンターは、昭和54年設立と同時に設置。

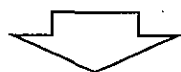
事業概要

設置目的	<p>国立光明寮（視力障害センター）は、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設であり、中途視覚障害者の更生に必要な指導・支援及び訓練（理療教育・自立訓練）を行い、中途視覚障害者の自立と社会参加を促進することを目的とする。</p>												
所在地等	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">函館視力障害センター</td> <td style="width: 30%;">（北海道函館市）</td> <td style="width: 40%;">昭和39年1月1日設置</td> </tr> <tr> <td>塩原視力障害センター</td> <td>（栃木県那須塩原市）</td> <td>昭和23年7月15日設置</td> </tr> <tr> <td>神戸視力障害センター</td> <td>（兵庫県神戸市）</td> <td>昭和26年3月26日設置</td> </tr> <tr> <td>福岡視力障害センター</td> <td>（福岡県福岡市）</td> <td>昭和44年1月1日設置</td> </tr> </table>	函館視力障害センター	（北海道函館市）	昭和39年1月1日設置	塩原視力障害センター	（栃木県那須塩原市）	昭和23年7月15日設置	神戸視力障害センター	（兵庫県神戸市）	昭和26年3月26日設置	福岡視力障害センター	（福岡県福岡市）	昭和44年1月1日設置
函館視力障害センター	（北海道函館市）	昭和39年1月1日設置											
塩原視力障害センター	（栃木県那須塩原市）	昭和23年7月15日設置											
神戸視力障害センター	（兵庫県神戸市）	昭和26年3月26日設置											
福岡視力障害センター	（福岡県福岡市）	昭和44年1月1日設置											
事業内容	<p>ア 就労移行支援（養成施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中途視覚障害者を対象に「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師」国家資格取得のための理療教育を実施。専門課程（高卒3年）と高等課程（中卒5年）の2課程。 ・ 利用定員100名（利用期間3年又は5年） <p>イ 自立訓練（機能訓練）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中途視覚障害者を対象に日常又は社会生活への適応を図るため歩行、日常生活、点字等の自立訓練を実施。 ・ 利用定員10名（利用期間1年半） <p>ウ 施設入所支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の昼間実施サービス等が効果的に実施できるように、通所が困難な方に宿舍の提供、食事の提供、その他必要な支援を実施。 ・ 利用定員110名（利用期間は、昼間実施サービスの利用期間内） 												
組織体制	<p>所長</p> <p>庶務課、指導課、教務課</p>												
職員の定員	176名（H20.4.1）												

① 就労移行支援（養成施設）

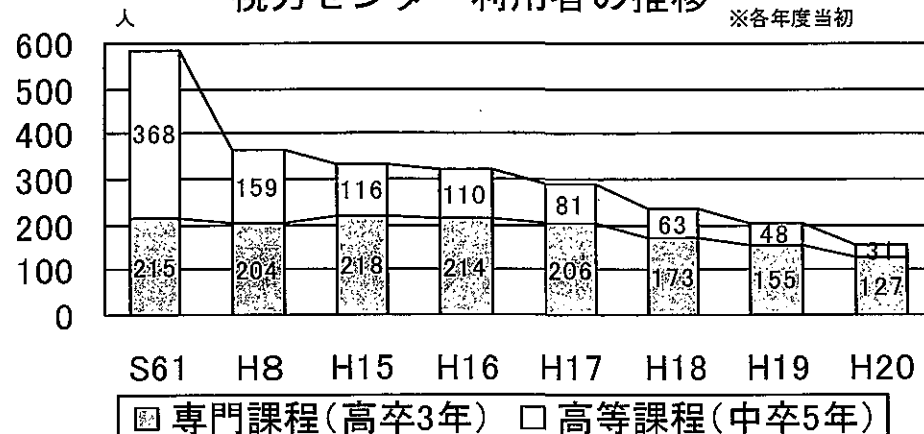
現状

- ◆ 平成15年度より利用対象区域を撤廃し、全国を対象。
- ◆ この5年間をみると、利用者は全体で約51%減。高等課程は約72%減、専門課程は約41%減。
 - ・高校進学率の向上や高齢化に伴い18～50歳未満の利用対象者の減少(視覚障害者総数の1割程度)
 - ・盲学校の本科保健医療科において中途視覚障害者の受け入れ等
- ◆ 高等課程(中卒5年)については、平成20年度より新規募集を停止。平成24年度廃止予定(リハへ一本化)。
- ◆ はり・きゆう師国家試験合格率の全国平均との格差。
- ◆ 開設から平成19年4月現在までの修了者の進路状況は、施術所開業が33.9%、就職(治療院、企業等)が31.5%となっている。
- ◆ あはき師の養成施設は国が5、公立1(京都)、民間2(東京・広島)の視覚障害者更生施設の8施設。盲学校は60校(1,481名)、晴眼者の養成施設は91校(S20年4月1日現在)



- あはき師国家試験合格率の向上
- 開業支援や職場開拓等就労支援の強化
- 資格取得後の臨床研修の充実
- 利用ニーズを踏まえた全国的な配置の必要性

視力センター利用者の推移



あはき師国家試験合格率(現役)

単位:(%)

	H15	H16	H17	H18	H19
あん摩					
視力センター	67.5	90.9	85.7	81.0	84.4
盲学校	—	83.3	85.0	84.1	91.1
全国平均	83.8	85.2	85.3	85.4	87.7
はり					
視力センター	50.0	76.6	62.9	70.9	75.4
盲学校	—	74.4	81.7	74.8	79.0
全国平均	79.9	79.5	80.5	77.1	78.2
きゆう					
視力センター	48.6	77.6	62.3	70.4	72.1
盲学校	—	77.2	81.6	75.2	78.4
全国平均	79.1	79.2	80.5	77.4	78.4

② 自立訓練（機能訓練）

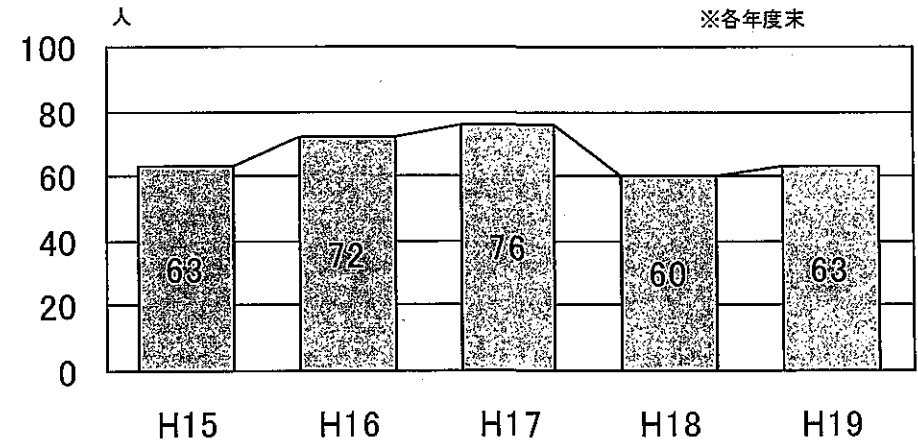
現状

- ◆ 平成15年度より利用対象区域を撤廃し、全国を対象。
- ◆ 利用希望者は、横ばい状態。
- ◆ 最近5年間の新規利用者の年齢別状況をみると、50歳以上が約44%、40歳以上では約64%と高年齢化傾向にある。
- ◆ 開設から平成19年4月現在までの修了者の進路状況は、あはき師養成課程へ移行が43.9%、家庭復帰が32.2%となっている。

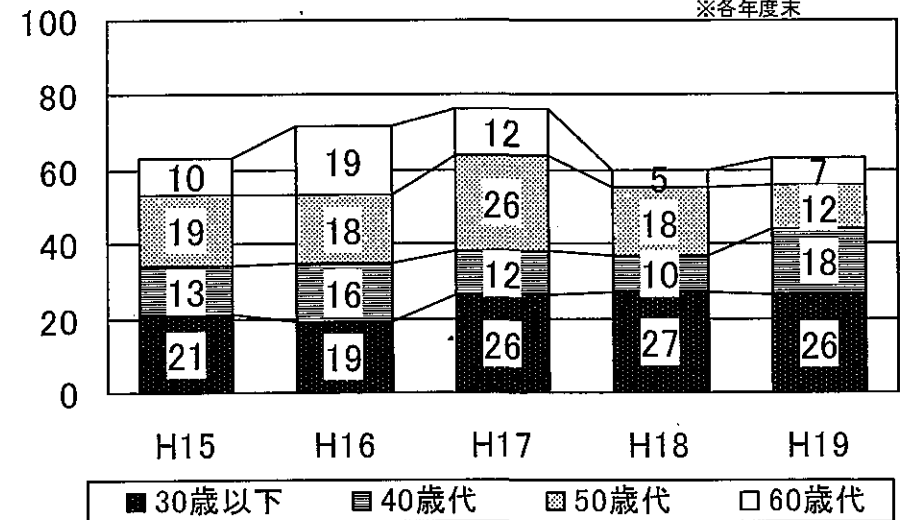


- 利用対象は中途視覚障害となっているが、高次脳機能障害者など他障害への利用拡大の必要性。
- 利用ニーズを踏まえた全国的な配置の必要性。

視力センター利用者の推移



視力センター利用者の推移



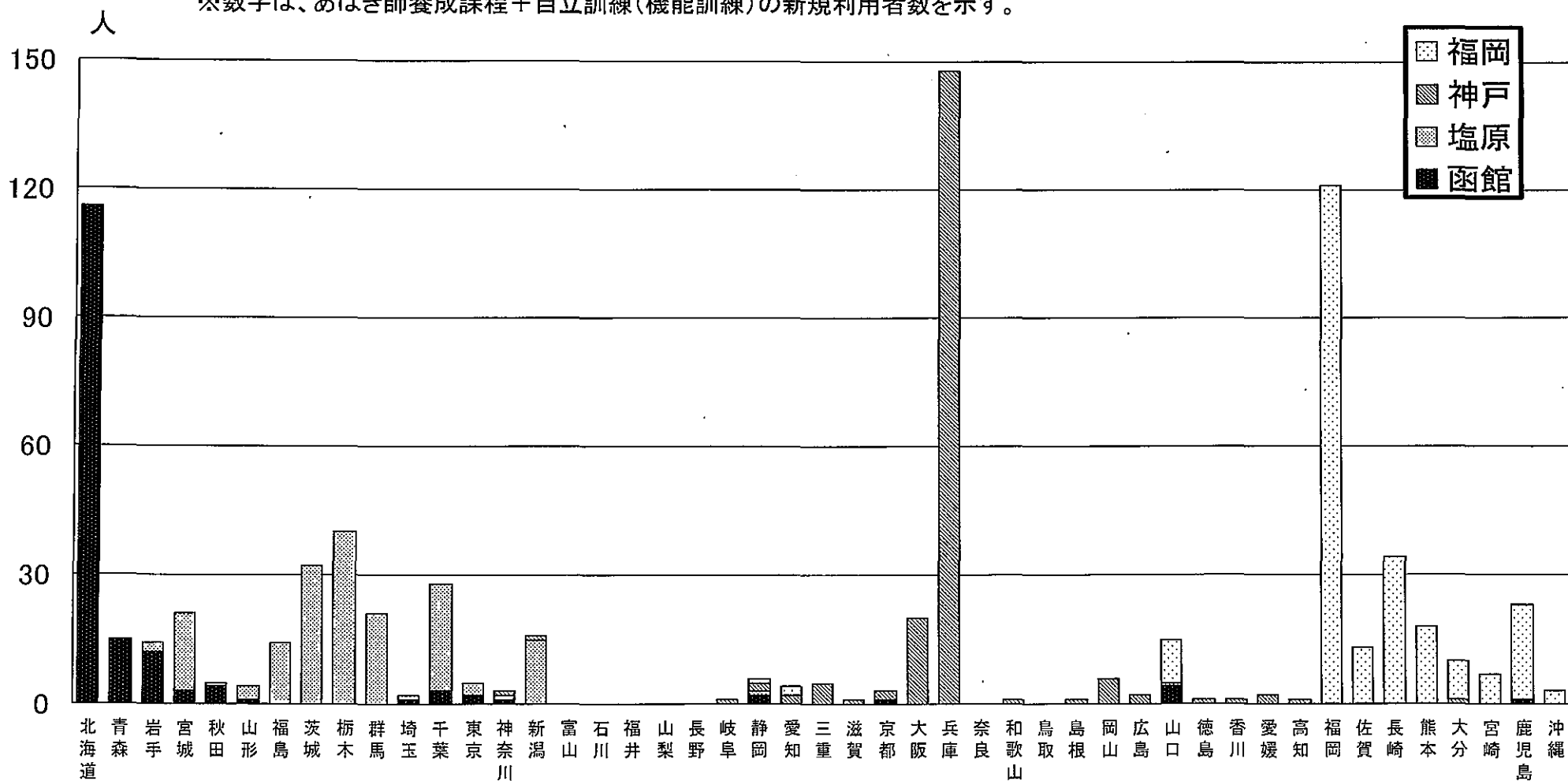
(参考1) 利用者の状況

(1) 出身都道府県別新規利用者数

(資料) 各国立視力障害センター事業報告

※平成15年度～平成19年度実績

※数字は、あはき師養成課程＋自立訓練(機能訓練)の新規利用者数を示す。



(参考2) 視覚障害者を対象とした「あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう」養成施設

単位:人

養成施設名	設置主体	あま指師 (中卒5年課程)		あはき師 (中卒5年課程)		あはき師 (高卒3年課程)	
		入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
国立函館視力障害センター	国			15	75	30	90
国立塩原視力障害センター				15	75	30	90
国立神戸視力障害センター				15	75	30	90
国立福岡視力障害センター				15	75	30	90
国立障害者リハビリテーションセンター					15	75	45
小計(5施設)				75	375	165	495
京都府立視力障害者福祉センター	府	15	75			15	45
ヘレンケラー学院(東京都)	社福			15	75	10	30
広島聖光学園(広島県)	社福			10	50	10	30
小計(3施設)		15	75	25	125	35	105
合計(8施設)		15	75	100	500	200	600

※「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」に基づく視覚障害者の養成施設は、国立5、公立1、民間2の計8施設。

※「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」に基づく晴眼者の養成施設は、厚生労働省所管85施設、文部科学省所管6施設の合計91施設。

※全国には盲学校は69校(平成19年6月現在)あり、そのうち、あはき師養成課程を有する学校は、60校。

(注) 平成20年4月1日現在。

(資料) 施設管理室事業要覧

(参考3) 盲学校の状況

資料：日本理療科教員連盟調査部「盲学校実態調査結果」

(1) 盲学校数等

単位：箇所

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
全国の盲学校数	73	73	72	71	71	71	71	71	70	70
あはき師課程を有する盲学校数	—	63	63	63	63	61	61	61	60	60

※「あはき師」課程とは、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師」養成課程のこと。

(2) 盲学校の生徒数

単位：人

	本科・保健理療科	専攻科・理療科	専攻科・保健理療科	研修科	合計
昭和54年	1,175	2,161	0	0	3,336
平成1年6月	874	1,807	0	0	2,681
平成12年6月	385	1,109	330	0	1,824
平成16年6月	323	1,003	340	14	1,680
平成17年6月	304	949	355	26	1,634
平成18年5月	283	908	350	19	1,560
平成19年5月	255	885	325	16	1,481

(注) 「本科・保健理療科」は、「あん摩マッサージ指圧師」養成課程(中卒3年)。 ← もともと、「別科」(中卒2年課程)で行っていたが、S48年改正される。

「専攻科・理療科」は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師」養成課程(高卒3年)

「専攻科・保健理療科」は、「あん摩マッサージ指圧師」養成課程(高卒3年)

「研修科」は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師」の有資格者に対する技術向上のための研修課程である。

(3) 国立保養所（重度障害者センター）

設置背景

- 昭和14年軍事保護院の傷痍軍人療養所として始まり、昭和27年4月戦傷病者戦没者遺族等援護法による保養所となる。
- 昭和27年11月国立別府保養所を、昭和28年1月国立伊東保養所を設置。
- 昭和29年4月身体障害者福祉法の改正により、「一般の重度身体障害者（肢体不自由者）」も入所対象とされ、社会復帰を目的に重度身体障害者のリハビリテーションを行う施設として役割を果たしている。

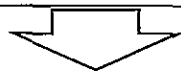
事業概要

設置目的	<p>国立保養所（重度障害者センター）は、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設であり、重度の肢体不自由者を対象に、医学的管理のもとに各種リハビリテーションを行い、重度障害者の自立と社会参加を促進することを目的とする。</p>						
所在地等	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">伊東重度障害者センター</td> <td style="width: 20%;">（静岡県伊東市）</td> <td style="width: 40%;">昭和28年1月1日設置</td> </tr> <tr> <td>別府重度障害者センター</td> <td>（大分県別府市）</td> <td>昭和27年11月1日設置</td> </tr> </table>	伊東重度障害者センター	（静岡県伊東市）	昭和28年1月1日設置	別府重度障害者センター	（大分県別府市）	昭和27年11月1日設置
伊東重度障害者センター	（静岡県伊東市）	昭和28年1月1日設置					
別府重度障害者センター	（大分県別府市）	昭和27年11月1日設置					
事業内容	<p>ア 自立訓練（機能訓練）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度の肢体不自由者（主に頸髄損傷者）を対象に日常生活又は社会生活への適応を図るため理学療法、作業療法等の医学的リハビリテーションや心理・社会的リハビリテーション及び職能訓練等の自立訓練を実施。 ・ 利用定員70名（利用期間1年半） <p>イ 施設入所支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の昼間実施サービス等が効果的に実施できるように、通所が困難な方に宿舍の提供、食事・入浴・排泄等の介護その他必要な支援を実施。 ・ 利用定員70名（利用期間は、昼間実施サービスの利用期間内） 						
組織体制	<p>所長 庶務課、医務課、指導課</p>						
職員の定員	112名（H20.4.1）						

○ 自立訓練（機能訓練）

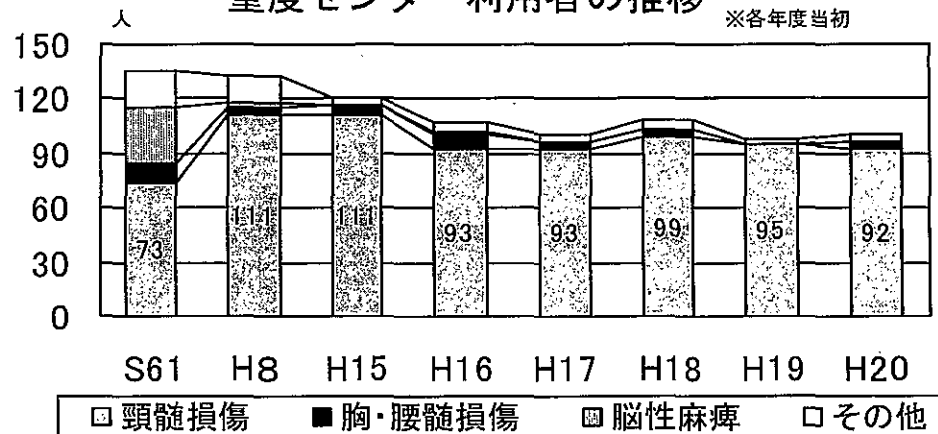
現状

- ◆ 平成15年度より利用対象区域を撤廃し、全国を対象。
- ◆ 昭和50年以降、頸髄損傷者が急激に増え、現在では90%以上を占める。
- ◆ 最近5年間の新規利用者の年齢別状況では、40歳以上が約43%、50歳では約28%と高年齢化傾向にある。
- ◆ 新規利用者の障害原因別では、交通事故が37.1%、労災事故が20.1%、スポーツ事故が12.0%、その他（疾病等）が30.7%となっている。
- ◆ 入所経路 病院から74.4%、家庭から22.6%。
- ◆ 受傷から入所までの期間 1年以上が50%以上。
- ◆ 開設から平成19年4月現在までの修了者の進路状況は、家庭復帰が43%、他施設入所が22.1%となっている。
- ◆ 戦傷病者特別援護法による保養所でもあるが、現在、戦傷病者は一人もいない。
- ◆ 国以外の身体障害者更生施設に入所している頸髄損傷者は1施設当たり平均2名と受け入れが進んでいない。

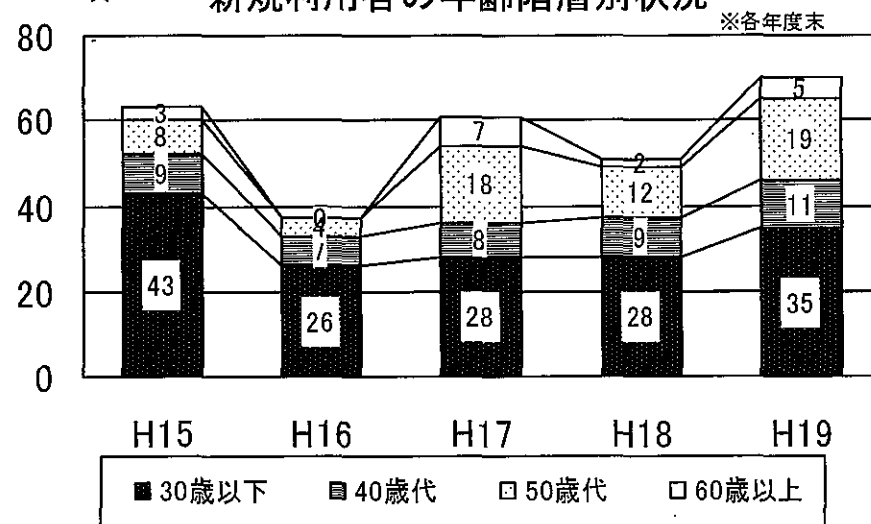


- 頸髄損傷者以外の若年脳血管障害者（40～50歳代）など利用拡大の必要性
- 病院（リハビリ180日問題）退院後の早期利用の促進

重度センター利用者の推移



新規利用者の年齢階層別状況



(参考1) 利用者の状況

(資料) 各国立重度障害者センター事業報告

(1) 利用者数の推移

単位:人

	伊 東			別 府			合 計		
	戦傷	一般	計	戦傷	一般	計	戦傷	一般	計
昭和61年度	—	67	67	2	66	68	2	133	135
平成8年度	—	65	65	2	66	68	2	131	133
13年度	—	62	62	2	61	63	2	123	125
14年度	—	63	63	2	64	66	2	127	129
15年度	—	63	63	2	55	57	2	118	120
16年度	—	49	49	2	56	58	2	105	107
17年度	—	48	48	1	52	53	1	100	101
18年度	—	53	53	—	55	55	—	108	108
19年度	—	48	48	—	50	50	—	98	98
20年度	—	47	47	—	54	54	—	101	101

※利用者数は、各年度当初の数。各センターの利用定員は、平成18年9月まで100名、10月以降は70名。

(2) 年度別利用申請数

単位:人

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	合 計
申請数	42	53	41	66	43	76	321

(3) 利用者の入所経路

単位:人

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計 (%)
病院	83	77	49	41	250 (74.4)
家庭	31	27	10	8	76 (22.6)
養護学校	2	—	—	—	2 (0.6)
重度授産施設	—	—	1	—	1 (0.3)
肢体不自由児施設	—	—	—	—	—
肢体不自由者更生施設	1	1	—	—	2 (0.6)
重度身障者更生施設	—	—	—	1	1 (0.3)
身体障害者療護施設	—	—	1	1	2 (0.6)
その他	1	—	1	—	2 (0.6)
合計	118	105	62	51	336 (100.0)

※平成17年度以降は、新規利用者のみの入所経路の数。

(4) 受傷から入所までの期間

単位:人(%)

期間	6か月未満	6か月～1年未満	1年～1年半未満	1年半～2年未満	2年以上	計
伊東	3	21	13	6	10	53
別府	3	23	16	4	12	58
計	6	44	29	10	22	111
(%)	(5.4)	(39.7)	(26.1)	(9.0)	(19.8)	(100.0)

※平成18年8月7日現在利用者のデータ。伊東センター53名、別府センター58名、計111名。

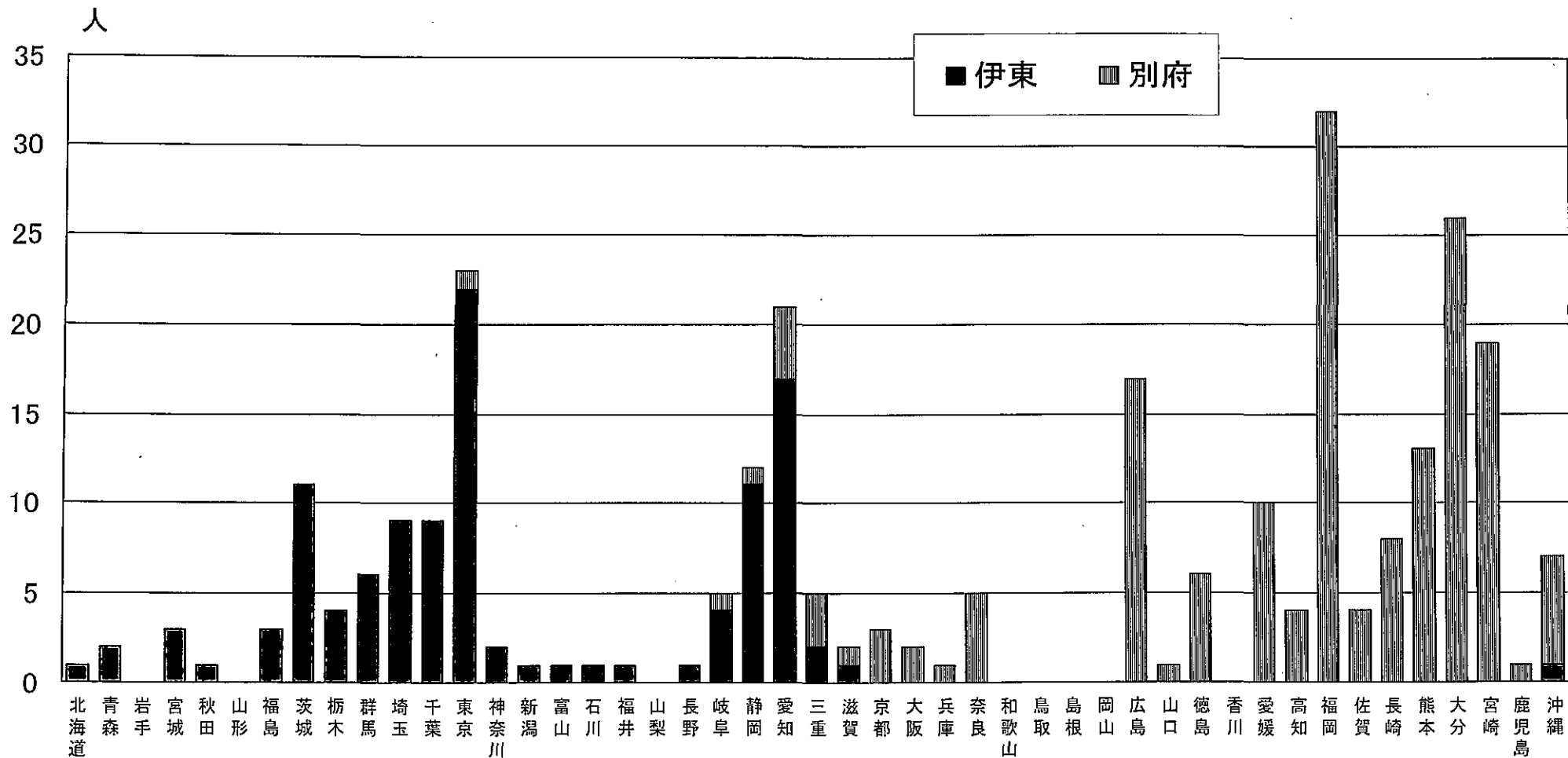
(5) 障害原因別新規利用者数

単位:人

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	合計 (%)
感染症	—	—	—	—	—	—
中毒性疾患	—	—	—	—	—	—
その他の疾患	7	4	4	2	7	24 (8.5)
出生時の損傷	—	—	—	—	—	—
交通事故	28	17	23	19	18	105 (37.1)
労災事故	10	6	13	10	18	57 (20.1)
スポーツ事故	9	4	6	6	9	34 (12.0)
先天性	—	—	1	—	1	2 (0.7)
その他	9	6	15	14	17	61 (21.6)
不明	—	—	—	—	—	—
合計	63	37	62	51	70	283 (100.0)

(6) 出身都道府県別新規利用者数

※平成15年度～平成19年度実績



(参考2) 労災病院における脊髄損傷疫学調査 (1996年～2004年)

(1) 年齢別受傷数 (高位別)

単位:人

統計	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	合計	比率 (%)
頸髄損傷	105	182	182	156	186	179	186	194	91	1,461	61.1
胸・腰髄損傷	52	119	100	89	97	75	78	86	34	730	30.5
不明	5	10	21	34	32	24	29	35	12	202	8.4
計	162	311	303	279	315	278	293	315	137	2,393	100.0

※我が国の脊髄損傷者は既に10万人以上おり、さらに毎年約5千人(人口百万あたり年間40人)が新たに生まれていると推計されている。
6割以上が頸髄損傷で、前回調査に比べ、頸髄損傷は増加傾向にある。

(資料) 労災リハビリテーション工学センター脊髄損傷疫学調査

(参考3) 身体障害者更生施設における頸髄損傷者の利用状況

平成15年度に行われた「身体障害者更生施設に関する調査と課題把握のための調査」(厚生労働科学研究)によると、全国身体障害者更生施設長会の会員施設87を対象に調査(国立保養所を含む71施設から回答)を実施した結果、国立保養所を除く身体障害者更生施設に入所している頸髄損傷者は147名で、1施設当たり平均2名程度となっている。

(4) 国立秩父学園（知的障害児施設）

設置背景

- 昭和29年6月「精神薄弱児対策基本要綱」が次官会議で決定。
- これを受け、高度の専門的保護指導が必要な重度の知的障害児が、一般の知的障害児施設では、処遇が困難であったため、国が知的障害の程度の著しい児童又は盲若しくは聾啞である知的障害児を対象に入所させ、保護・指導を行う必要がある。
- 昭和33年3月児童福祉法に基づくわが国唯一の知的障害児施設として「秩父学園」を設置。
- 昭和38年知的障害児（者）の総合的援助業務に従事する職員を養成することを目的に、「秩父学園付属保護指導職員養成所」を併設。
- 平成12年4月在宅の知的障害児等を対象に発達外来診療所及び通園療育指導事業を開始。

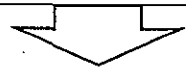
事業概要

設置目的	<p>国立秩父学園（知的障害児施設）は、知的障害の程度が著しい及び自閉症等による著しい行動障害を持つ児童又は視覚や聴覚に障害のある知的障害児を入所させ、その保護及び指導を行い、併せてこれら成果を全国の関係施設等に提供するなど知的障害児の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>
所在地等	<p>国立秩父学園 （埼玉県所沢市） 昭和33年3月1日設置</p>
事業内容	<p>ア 知的障害児の保護及び指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活指導、学習指導、機能訓練、職能指導、治療教育 <p>イ 知的障害児の保護及び指導の業務に従事する専門職員の養成及び研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 秩父学園付属保護指導職員養成所（昭和38年10月1日開設） 児童指導員科、保育士専修科の2科（定員40名・修業年限1年） ・ 知的障害関係施設に従事する職員や知的障害児をもつ親及び発達障害関係職員、発達障害者支援センターに従事する職員に対する研修 <p>ウ 外来診療及び通園療育指導事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成12年度から在宅の自閉症等の発達障害児を対象に、専門家による適切な診療・指導の対応を早期に取り組むことにより一層の指導効果を図るため、外来診療及び通園による療育指導を開始 ・ 診療科目 小児科、精神科
組織体制	<p>園長 次長 庶務課、調査課、指導課、医務課</p>
職員の定員	<p>82名（H20.4.1）</p>

① 利用者の状況

現状

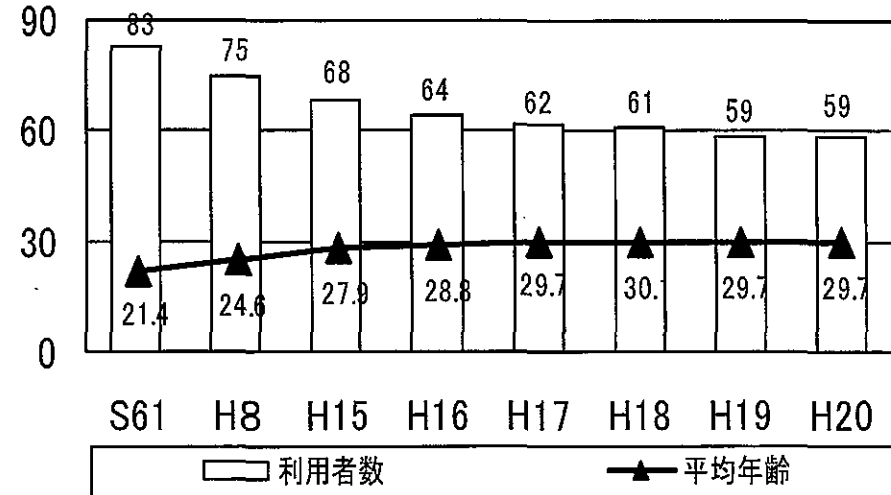
- ◆ 利用者の減少及び利用率の低下。
 - ・ 契約58名、措置4名（平成20年9月末現在、62名）
- ◆ 年齢超過児（成人した者）が利用者全体の84%。
 - ・ 最年少6歳、最年長49歳
- ◆ 昭和54年養護学校の義務教育化により、重度重複の児童も養護学校への通学が可能
 - ・ 平成20年9月末現在で就学者13名（小学部2名、中学部5名、高等部6名）
- ◆ 利用者の9割以上が関東近辺（東京、埼玉、千葉）出身者。
- ◆ 知的には最重度（IQ20以下）が70%以上を占めるとともに、言語障害と肢体不自由を併せ持つ知的障害児が多い。
- ◆ 平均在園期間 17年（平成19年度現在）
 - ・ 最長在園者39年
- ◆ 平成18年10月障害者自立支援法施行に伴い、「措置制度」から「利用契約制度」へ



- 地域生活移行のための支援プログラムの確立
- 支援モデルの研究開発と情報の発信
- 利用対象の拡大（発達障害等）は必要ないか。

利用者の推移

※各年度当初



障害程度別の状況

単位：人

	最重度	重度	中度	計	重複障害の状況			
					視覚	聴覚	肢体	言語
H15	52	13	3	68	10	4	25	64
H16	50	11	3	64	10	3	24	64
H17	50	11	1	62	9	3	18	61
H18	49	11	1	61	9	3	18	60
H19	47	11	1	59	8	3	14	58
H20	49	10	—	59	7	3	14	59

(参考1) 利用者の状況

(資料) 国立秩父学園事業報告

(1) 年度別・男女別利用者数

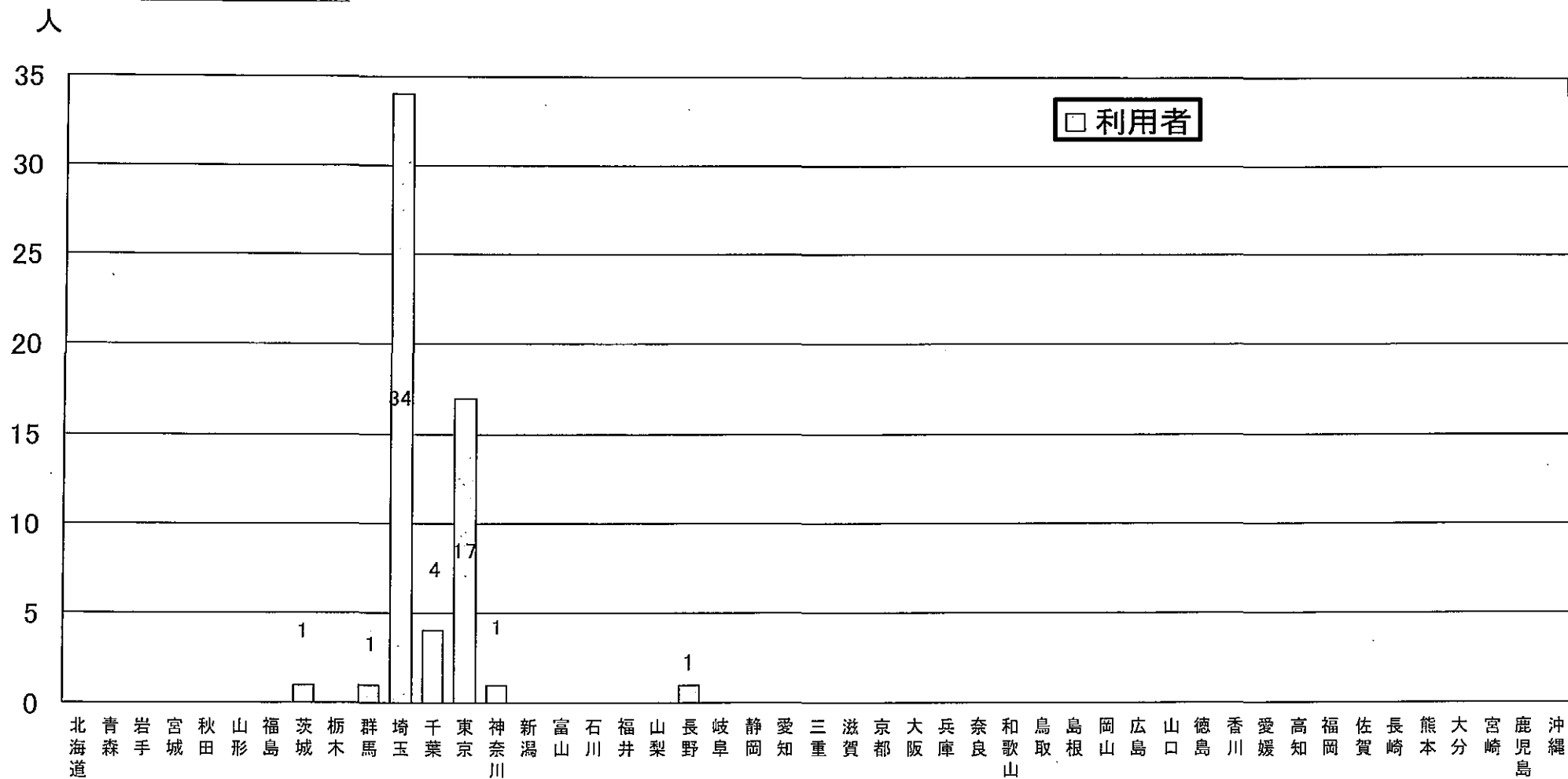
単位:人

	定員	男	女	計	平均年齢(歳)	平均在園期間(年)
昭和61年度	125	66	18	84	21.4	11.4
平成8年度	125	56	19	75	24.6	13.0
9年度	125	55	19	74	24.7	13.1
10年度	125	56	18	74	24.8	13.7
11年度	125	56	17	73	25.1	14.1
12年度	125	57	16	73	25.5	14.9
13年度	125	58	16	74	26.2	15.9
14年度	125	55	14	69	27.2	16.2
15年度	125	54	14	68	28.0	17.0
16年度	125	51	13	64	28.8	16.6
17年度	125	50	12	62	29.7	17.3
18年度	100	49	12	61	30.1	18.3
19年度	100	49	10	59	29.7	18.3
20年度	100	47	12	59	29.7	17.4

※各年度4月1日現在。平成18年10月1日障害者自立支援法施行に伴い、利用定員100名へ変更。

(2) 出身都道府県別利用者数

※平成19年度実績



(参考2) 障害児支援の見直しに関する検討会報告書 (抜粋) (H20.7.22)

6. 入所施設の在り方

(3) 在園期間の延長

(肢体不自由児施設・知的障害児施設)

- 現在、知的障害児施設（自閉症児施設を含む）、肢体不自由児施設（肢体不自由児療護施設を含む）においては、引き続き入所しなければ福祉を損なうおそれがある場合等について、満18歳以降も在所できることとされている。現に、知的障害児施設の約40%、自閉症児施設の約29%、肢体不自由児施設の約9%、肢体不自由児療護施設の約47%が、18歳以上のいわゆる加齢児となっている。
- 今回、障害児支援施策全般の見直しを行うに当たり、歴史的な経緯も踏まえ、機能的には子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、制度的には、障害児の入所定員を確保する一方、満18歳以上のいわゆる加齢児については、受け皿づくりなどを進め、障害者施策として対応していくことについて、検討していくべきとの意見が出された。
- こうした見直しを行う場合には、次のように、支援の継続性を確保するための措置や、現在入所している者が施設から退所させられないようにする措置など、移行に当たっての十分な配慮が必要と考えられる。
 - ① 障害児施設の一部を障害者施設に転換し、「障害児施設」と「障害者施設」として併設できるようにする。
 - ② その際、必要となる設備基準が異なるので、経過措置を設ける。
 - ③ 現在入所している者については、移行によって施設から退所させられないようにする。
- また、加齢児が多い施設について、障害児施設から障害者施設への転換が進むよう、各地域の障害者福祉計画において他の障害者施設とは別枠で考えるようにするなどの配慮が必要と考えられる。

② 外来療育・養成研修の状況

現状

- ◆ 平成12年度から自閉症等発達障害のある幼児、学童児とその家族に対し外来通園療育指導を実施中。
- ◆ 児童福祉施設職員養成施設は、全国で4施設（秩父含む）と少ない。
- ◆ 養成所学生の進路状況は、2科とも知的障害施設への就職が最も多く、70%を超えている。
- ◆ 年間15前後の知的障害関係職員研修及び発達障害関係職員研修を実施中。

発達診療所の状況

単位:人

	受診者数		
	新患	再診	合計
H12	186	1,147	1,333
H13	146	1,474	1,620
H14	106	1,723	1,829
H15	142	2,129	2,271
H16	115	2,138	2,253
H17	113	2,260	2,373
H18	40	1,717	1,757
H19	34	1,439	1,473
計	882	14,027	14,909

養成所の応募状況

単位:人

児童指導員科	H15	H16	H17	H18	H19	計
応募者数	65	43	45	41	25	219
入学者数	25	20	18	18	17	98
保育士専修科						
応募者数	4	7	5	8	6	30
入学者数	2	2	3	4	5	16

(参考1) 発達診療所及び養成・研修の状況

(資料) 国立秩父学園事業報告

(1) 発達診療所の状況

目的	発達障害診療所は、保険医療機関として、在宅の知的障害、自閉症等発達障害のある児童に対する専門的診療、療育訓練を行う。
設置	平成12年4月1日
診療科目	小児科、精神科
診療体制	医師、看護師、心理療法士、作業療法士、言語聴覚士

(2) 保護指導職員養成所の状況

設置目的	将来、知的障害児の保護・指導の事業に従事しようとする者に、知的障害児の保護・指導の事業の基礎的な理論及び技術の習得を図ることを目的とする。				
養成の種類	期間	対象者	定員	選考方法等	取得資格等
児童指導員科	1年	○学校教育法第52条の大学を卒業した者	40名	○第一次 教養試験	児童指導員 児童福祉司 知的障害者福祉司 社会福祉主事
保育士専修科		○厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設を卒業した者 ○保育士試験に合格した者		○第2次 小論文・面接	児童指導員 社会福祉主事

① 応募者数と入所者数

単位:人

養成の種類		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
児童指導員科	応募者数	65	43	45	41	25
	入学者数	25	20	18	18	17
保育士専修科	応募者数	4	7	5	8	6
	入学者数	2	2	3	4	5
合計	応募者数	69	50	50	49	34
	入学者数	27	22	21	22	22

② 就職状況

単位:人

養成の種類		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
児童指導員科	知的障害児施設	20	16	14	13	12
	その他の福祉施設	—	—	—	2	1
	その他	5	4	4	3	3
保育士専修科	知的障害児施設	2	1	1	4	4
	その他の福祉施設	—	1	1	—	1
	その他	—	—	1	—	—
合計	知的障害児施設	22	17	15	17	16
	その他の福祉施設	0	1	1	2	2
	その他	5	4	5	3	3

(3) 研修の状況

単位:人

研修会名	開始年度	定員(期間)	H15	H16	H17	H18	H19
<知的障害関係職員研修>							
①指導員・保育士コース(年2回)	昭和38年	各40名(各10日間)	31	46	46	37	28
②看護師コース	平成5年	40名(5日間)	16	27	28	19	15
③施設長コース	平成8年	30名(3日間)	9	12	12	11	3
④新任職員コース(児童指導員・保育士)	平成8年	40名(5日間)	26	27	29	29	16
⑤自閉症入門コース	平成16年	40名(3日間)		44	31	52	33
⑥自閉症トレーニングセミナー(年2回)	平成17年	各20名(3日間/2日間)			20	13	37
⑦自閉症子育て支援セミナー	平成11年	200名(2日間)	225	234	245	319	214
⑧行動障害コース	平成15年	40名(3日間)	42	43	64	52	62
⑨地域移行支援コース	平成16年	40名(3日間)		20	20	20	23
<発達障害関係研修>							
⑩発達障害者支援センター職員研修会(基礎研修)	平成14年	60名(3日間)	20	43	36	54	82
⑪発達障害者支援センター職員研修会(専門研修)	平成14年	60名(3日間)	49	47	60	74	69
⑫発達障害関係職員研修会(年2回)	平成17年	60名(3日間)			85	74	130
<知的障害者更生相談所職員研修>							
⑬知的障害者更生相談所知的障害者福祉司等実務研修	平成14年	40名(3日間)	49	33	30	32	36